

報告第25号

専決処分の報告について

百石小学校屋根外壁等改修工事請負契約の一部変更契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年12月6日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

専決第16号

百石小学校屋根外壁等改修工事請負契約の一部変更契約の締結について

平成28年第2回おいらせ町議会定例会議案第75号をもって議会の議決を経た、百石小学校屋根外壁等改修工事請負契約の一部を変更し、次のとおり契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について（平成18年9月11日おいらせ町議会議決）第3号アの規定により、次のとおり専決処分する。

変更契約金額	604,800円の減額
(変更後の契約金額	101,617,200円)

平成28年11月28日 専決

おいらせ町長 三 村 正太郎